

せいかつほごしんせい 生活保護を申請されるみなさんへ

ひゅうがしふくしじむしょ ほごだい1・2かわいり
日向市福祉事務所 保護第1・2係 Tel52-2111

せいかつほご いじ 生活保護は、家族の持てる能力・資産、社会保障などあらゆる制度を活用しても自分たちで生活
を維持することができなくなった場合に、国が最低生活を保障し、自分たちの力で生活できる
ように最低生活に不足する費用・需要（医療・介護など）を援助する制度です。
せいかつほご いじ 生活に困ったときに生活保護を申請するのは国民の当然の権利です。同時に、国が最低生活
を保障することから、生活保護が決定・実施されるためには、法律・規則に定められる義務を
守らなくてはなりません。

○生活保護が必要かどうかという判断は、家族を単位にして考えます。
かぞくぜんいん せいかつほご りかい
家族全員で生活保護について理解してください。

1. 自分の持っている能力や資産など、あらゆるものを見直すために活用しなければなりません。

①働く能力を活用する

びょうき 病気やけがなど、自分ではどうすることもできない場合をのぞき、正当な理由がないのに求職活動をしない、働かない場合は、保護を受けることはできません。

また病気やけがが治った場合は、一日も早く仕事に就き、自立へむけて働くなければなりません。

②資産を活用する

かぞく しよゆう しさん じたくいがい とち たてもの ふどうさん よちよきん ききんぞく せいめいほけん
家族で所有している資産（自宅以外の土地・建物などの不動産、預貯金、貴金属、生命保険など）

はいきやく しよぶん せいかつ かつよう じどうしゃ あいきせいかつ きんこう
は、売却・処分して生活に活用しなければなりません。自動車についても地域生活との均衡をふまえ、原則として所有・保有はできません。また乗用（運転）することもできません。

③親・兄弟・子どもなどに扶養援助を相談する

みんほう さべ ふようえんじょ そうだん
民法で定められた扶養義務は、生活保護に優先して行うこととされています。親・兄弟・子どもなど、あなたを扶養する義務のある親族の方に、どんな援助ができるか相談してください。

④生活保護以外の制度を活用する

せいかつほ ご いがい せいど かつよう
生活保護以外のすべての制度や給付を、保護に優先して、生活維持のために活用することが求め
られます。家族の現状からどんな制度が利用できるか、関係窓口で相談し活用してください。

2. なんらかのかたちで収入があったとき、仕事がかわったとき、家族にかわったこと
があったとき、そのほか、毎日の生活にかわったことがあったときは、すぐに報告しなければなりません。

●生活保護は、国が定める最低生活費と家族の収入を比べ、その不足分を援助する制度です。そ

のために、収入があったなど、家族に何かあった場合は、すぐに報告しなければなりません。

●仕事の収入や仕送りの額が増えたり減ったりしたとき、年金や手当が支給されるようになったとき（または変更になったとき）、保護費以外の収入があったときは、必ず報告してください。

●家族が就職・失業・転職したとき、進学したとき、入院や退院するときは、必ず報告してください。わからないことがあったときは、そのたびに担当者に相談してください。

●事実でない報告をするなど、不正な手段で保護を受けた場合は、3年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金に処せられます。

【申請のあった日から14日から30日以内には開始するかどうかが決定されます。】

申請後の調査では、担当者の家庭訪問、資産調査、病状調査、扶養義務者への援助の照会

などを行なったうえで、保護が必要かどうかを決定します。生活のありのままを教えてください。

もし調査を拒否したり、事実でない報告をした場合は、申請を却下することになります。

① 現在の生活状態や預貯金・収入・資産（生命保険ふくむ）の状況を正しく報告してください。

② 調査期間中に生活上や収入上の変動があった場合は、ただちに調査担当者に報告し、取り扱いについて助言を受けてください。

注意：暴力団員は生活保護を受けられません。